

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会が行った決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、令和3年9月1日付けで、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「2021年春に実施された高校入試における、高校とその学科ごとの定員及び定員内不合格者の数」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として「令和3年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果・定員内不合格者数一覧」を特定した。

その上で、実施機関は、次のとおり一部について開示をしない理由を付して行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年9月15日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

対象行政文書のうち、第二次募集における出願者数、受験者数及び合格者数等、対象人数が少ない学校の資料については、受験した個人が識別されるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるため。

3 審査請求人は、令和3年10月18日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分のうち非開示とされた部分について、その処分を取り消し、開示するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の趣旨は、宮城県公立高等学校入学者選抜における定員内不合格により高校で学ぶ機会を奪われた子どもたちの実情を知ることにある。
そして、第一次募集において不合格とされた生徒の多くが第二次募集を受験しているであろうことを考えれば、どこにも行けなくなった生徒の実情を正しく把握するためには、第二次募集における高校ごとの実数が公開される必要がある。
- (2) 宮城県教育委員会がこの部分を非開示にしたのは、「定員内不合格によって、どこにも行けなくなった生徒」がどの高校によって生み出されているのかを知られたくないためではないかとの疑念さえ感じられる。本件の非開示は、生徒の学ぶ権利を侵害する一方で、「権利利益」を盾にして、その事実を隠蔽するものであると言わねばならない。
- (3) ある生徒が第二次募集を受験したことを知る者は、その生徒の進路に関心を持っていることから、その生徒の合否をすでに知っているケースが通常であると考えられるのであって「個人の権利利益が害されるおそれ」が具体的に生じるとは認められない。
- (4) 実施機関は、本件処分の理由として条例第8条第1項第2号を挙げているが、本号の「公開することにより個人の権利利益が害されるおそれがある場合」とは抽象的なおそれではなく、具体的なおそれをいうものと狭く解すべきである。本決定は具体的なおそれがあるかどうかを検討することなく、漠然とした抽象的なおそれを理由に非開示決定をなしており、情報公開条例の趣旨に反するものである。よって、本非開示決定は取り消し、該当部分について開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

条例第8条第1項第2号該当性について

本件処分において非開示とした部分は、令和3年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果における「第二次募集の出願者数、受験者数及び合格者数」である。

第二次募集の出願者数、受験者数及び合格者数はいずれも第一次募集と比較して著しく少ない。非開示とした部分が公開された場合、ある生徒の第二次募集を受験したことを知る第三者が、この生徒個人の合否を推測できる可能性がある。受験の合否という個人情報を知ること、県情報公開条例第8条第1項

第2号に規定される「公開することにより個人の権利利益が害されるおそれ」が生じる可能性が十分に予想される。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、本件処分の妥当性を検討する。なお、審査請求人は第3の2に記載のとおり、条例第8条第1項第2号該当の非開示情報の妥当性について審査を求めており、その範囲に限って検討を行うこととする。

3 本件処分の妥当性について

条例第8条第1項第2号の該当性について

(1) 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103

号) 第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第8条第1項第2号の該当性について

本件行政文書には、令和3年度宮城県公立高等学校入学者選抜の第一次募集及び第二次募集における、学校名、学校・コース、募集定員、出願者数、受験者数、合格者数、不合格者数等の情報が記録されている。そのうち、第二次募集における、出願者数、受験者数及び合格者数については、本件処分で非開示とされている。

非開示とした情報は、いずれも個人の氏名等といった直接的に特定の個人が識別されるものではない。しかし、第一次募集の合格者数が募集定員に満たない場合において行われる、第二次募集の出願者数、受験者数及び合格者数は、いずれも第一次募集と比較して著しく少なく、また、第二次募集については、郡部の公立高等学校で実施されることが多く、出願者の属性も当該公立高等学校が所在する地域の者であることが多いと推認される。このことから、第二次募集を受験したことを知る当該地域の第三者においては、本件処分で既に開示されている、第二次募集における不合格者数等との組み合わせにより、間接的に特定の個人が識別され得るものと認められる。このような状況の下で、当該部分を公にすることにより、当該個人の公立高等学校選抜試験の合否という、通常、他人に知られたくない機微な情報が、これらの第三者の知るところとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがないとはいえず、条例第8条第1項第2号本文に該当するものと認められる。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件処分は、妥当である。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3. 11. 17	○ 諮問を受けた。(諮問第254号)
令和5. 11. 28 (第444回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和5. 12. 21 (第445回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和6. 1. 31 (第446回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和6. 2. 28 (第447回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和6. 3. 25 (第448回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和6. 4. 23 (第449回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

(令和6年2月29日まで)

氏名	区分	備考
飯島 淳子	東北大学大学院法学研究科教授	
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学科准教授	会長職務代理者
三 瓶 淳	弁護士	
高 橋 由 佳	一般社団法人イシノマキ ・ファーム代表理事	
千 葉 達 朗	弁護士	会長

(令和6年7月26日現在)

氏名	区分	備考
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学科准教授	会長職務代理者
三 瓶 淳	弁護士	
高 橋 由 佳	一般社団法人イシノマキ ・ファーム代表理事	
千 葉 達 朗	弁護士	会長
堀 澤 明 生	東北大学大学院法学研究科准教授	